



しぶや青色

令和4年 5月号 第601号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

<< 新型コロナウイルス感染症に伴うお知らせ >>

● 6月～8月の営業時間 ●

6月1日（水）～8月31日（水）の期間は予約制です。

会員各位におかれましては、コロナ感染防止にご協力をお願いいたします。

記帳相談、期限後確定申告等でのご利用はすべて予約制です。

但し、源泉所得税のみの方は予約なしでお越しく下さい。

納期限は7月11日（月）となります。

また、状況によっては予約制期間を延長する場合がございます。

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

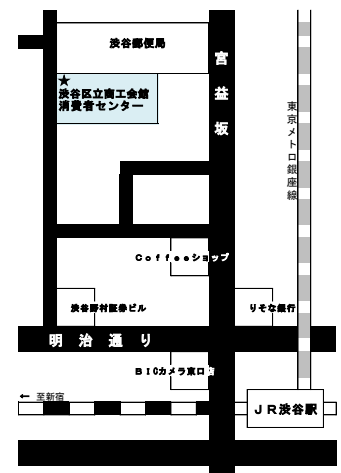
これから会計ソフトを使い始めようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります

| | |
|----|--|
| 日時 | 6月28日（火）・6月29日（水） 午前の部（一般編） 9:30～12:30 午後の部（不動産編） 1:30～ 4:30 |
| 会場 | 渋谷区立商工会館 6階 クラブ室 渋谷区渋谷 1-12-5 |
| 定員 | 午前・午後の部 各4名 |
| 費用 | 無料 |
| 申込 | 事務局までお電話どうぞ (TEL 3463-7043) |



★お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03 (3463) 7043 URL : <http://www.428aairo.jp/>

● 税務署からのお知らせ

令和4年4月18日（月）以降の渋谷税務署における申告相談の対応について

4月18日（月）以降の渋谷税務署における申告相談につきましては、確定申告会場のよう
に先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、皆様にお待ちいただくことなくスムー
ズに申告できるよう、事前予約制とさせていただき、感染リスク防止により一層配意した
形で行うこととなりました。事前に渋谷税務署へ電話し、予約をしてご来署いただきます
ようお願いします。

渋谷税務署で閲覧申請を希望される方へのお願い

協力金等の申請で渋谷税務署に確定申告書や青色申告決算書等の閲覧申請をする場合は、
渋谷青色申告会事務局で対応可能な場合がありますので、ご来署される前に一度、渋谷青
色申告会事務局にご連絡していただきますようお願いします。

来署を予定されている方へのお願い

渋谷税務署では、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の申告相談をご遠
慮いただいております。

また、渋谷税務署においては、次の対策を講じ、感染拡大の防止に努めています。

○職員に対する手洗い・うがい・マスク着用の徹底

○アルコール消毒液の設置

○体調がすぐれない職員を事務に従事させないこと

渋谷税務署に来署を予定されている皆様におかれましても、このような感染拡大防止策
をご理解の上、手洗い、マスクの着用、アルコール消毒液の利用など、感染予防へのご協
力をお願いします。



●事務局からのお知らせ

労働保険に加入していますか？

労働保険とは労災保険と雇用保険（失業保険）を総称したものです。労働者（専従者を除く）を一人でも使用している事業主さんは一部の事業を除き、労働保険に加入しなければなりません。

- 令和4年4月から、事業主負担の保険料率に変更になります。
- 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になります。
- 年度の途中から保険料率に変更となりますので、ご注意ください。

◇労災保険

業務中、業務が原因で起きた「負傷」「疾病」「障害」「死亡」または、通勤で災害を受けたとき必要な給付が受けられます。

◇雇用保険

被保険者の方が、定年、倒産、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。

事業主さんや家族従事者なども労災保険に加入することができます。（特別加入制度）
労働保険の申告、納付等の事務を事業主さんに代わって手続きしますので事務処理の負担が軽減されます。
労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

《労働保険計算例》

事業内容 飲食業／従業員数1名 支払い賃金総額400万円（交通費・賞与含む）

| | |
|-------|---|
| 労災保険 | $400 \text{万円} \times 3 / 1000 = 1 \text{万} 2 \text{千円}$ 事業の種類により $2.5 / 1000$ から $88 / 1000$ までに分かります。 |
| 雇用保険 | ●令和4年4月1日～9月30日 $200 \text{万円} \times 9.5 / 1000 = 1 \text{万} 9 \text{千円}$ 雇用保険は事業主と従業員の折半になります。 事業の種類により $9.5 / 1000$ から $12.5 / 1000$ までに分かります。 ●令和4年10月1日～令和5年3月31日 $200 \text{万円} \times 13.5 / 1000 = 2 \text{万} 7 \text{千円}$ 雇用保険は事業主と従業員の折半になります。 事業の種類により $13.5 / 1000$ から $16.5 / 1000$ までに分かります。 |
| 一般拠出金 | $400 \text{万円} \times 0.02 / 1000 = 80 \text{円}$ |

合計 **58,080円**

上記の労働保険料の他に、少ない事務手数料で青色申告会がお手伝いをいたします。

※労働保険に関するお問い合わせは、事務局 八木まで

●6月の当会会員税理士による税務相談会

| | |
|-----|--------------------|
| 日時 | 6月15日（水）午前10時～午後4時 |
| 場所 | （一社）渋谷青色申告会館 |
| 費用 | 無料（お一人様約1時間を予定） |
| 予約制 | 6月1日（水）より電話予約開始 |



●都税からのお知らせ

5月は自動車税種別割の納期です

令和4年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月2日（月）に発送します。
5月31日（火）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞



クレジット カード

インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納税することができます。
※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限ります。
※税額に応じた決済手数料がかかります。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。）
※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

スマホ アプリ

利用できるアプリ： au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
※領収証書は発行されません。
（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。）

インターネット モバイル バンキング ATM

金融機関・郵便局の （マイシティ）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ （マイシティマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません。
（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。）
※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納税する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

コンビニ

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。
（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

主税局 HP
都税の支払い方法



●青色共済からのお知らせ

例年9月に開催しておりました青色ドック渋谷会場開催は諸事情で中止となります。受診希望の方は、事務局までお問い合わせください。 事務局：03-3463-7043